平成２５年（フ）第２０１５号
住民票上の住所北海道恵庭市中島町２丁目７番地２　コーポムーンライトＫ―Ｄ号
債務者　後藤　順子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１７号
札幌市東区北37条東１丁目５番４―303号
債務者　伊藤美樹子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３１号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番47―106号
債務者　冨山眞美子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４０号
札幌市南区石山２条８丁目１番６―108号
債務者　船田　保典
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９５号
札幌市白石区平和通６丁目南３番２―201号
債務者　矢木　浩介
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０７号
札幌市北区篠路１条８丁目７番25―401号
債務者　木村　健太
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０８号
札幌市北区篠路１条８丁目７番25―401号
債務者　木村あすか（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８５号
札幌市白石区平和通９丁目北17番５号　ＡＭＳ平和通Ⅱ―205号
債務者　塚田　浩正
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３０号
群馬県前橋市樋越町772番地１　ヴィラルーチェＢ―201号
債務者　竹内　良弘
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４１号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1395番地２
債務者　古澤　充江
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３６号
群馬県高崎市中居町３丁目12番地14
債務者　藤廣やよい
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３７号
群馬県富岡市富岡594番地１　酢之瀬市営96―２―33
債務者　市川　哲也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３９８号
静岡県沼津市大平2874番地の768
債務者　中西　千里
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１００５号
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町93番地９
債務者　玉山　京子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２２号
京都市南区東九条下殿田町70番地12　ハレクラニ503号
債務者　藤村美沙子こと　金　美沙子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７５号
京都市西京区樫原秤谷町31番地１　レオパレス洛西102
債務者　岩井文美代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９２号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ15―505
債務者　中村　卓司
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９９号
京都市中京区新町通竹屋町上る大炊町216番地　アーバンウィステリア201号
債務者　青木　和美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係